平成２１年（フ）第２２７７１号
東京都板橋区高島平３丁目12―12―701
債務者　奥村千代子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７７３号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目８―66―305
債務者　安達　鮎子（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７７４号
福島県いわき市平下平窪字味噌農３―６―44
債務者　青木　直人
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７７５号
埼玉県川口市前上町２―30―201
債務者　相川真奈美（旧姓坂元）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７７６号
東京都品川区南大井３丁目25―14―409
債務者　鈴木　一利
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７７８号
埼玉県八潮市大瀬925―１、住民票上の住所長野県松本市双葉15―15―702
債務者　九十九美智子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１５号
神奈川県藤沢市高倉604番地　グリーンハイツ湘南203
債務者　井本勢津子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３６０号
神奈川県鎌倉市山崎1066番地　サンシャトレ205号
債務者　遠藤　俶民
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０７号
沖縄県宜野湾市大謝名５丁目16番５号
債務者　知念　栄太
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２２６号
沖縄県中頭郡読谷村字大木312番地１
債務者　仲真　真弓
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２４０号
沖縄県宜野湾市普天間１丁目７番３―502号ウエラハウス
債務者　新里　京美
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１７９１６号
東京都板橋区東新町１丁目14―９―101、破産手続申立時の住所東京都板橋区前野町２丁目７―５―B101
債務者　駒井　辰三
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８３号
東京都立川市曙町３丁目３番36号ダイナシティ立川307
債務者　貞谷油佳里
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３５３号
東京都立川市砂川町３丁目42番地の９シャンポール砂川208
債務者　鈴木　早苗
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３６０号
東京都三鷹市上連雀８丁目７番９号末広荘205
債務者　園田美由樹
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３７３号
東京都世田谷区船橋３丁目４番５号ハイムピア千歳203
債務者　上村　　淳
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部